

信用保証料補助金

よくある質問

目次

信用保証料補助金

よくある質問

- Q 1 - 1** 市外に本店がある事業者も申請可能ですか。
- Q 1 - 2** 市外在住の個人事業主ですが、事業所が市内にあります。申請可能ですか。
- Q 1 - 3** 郵送による申請はできますか。
- Q 1 - 4** 市内企業の申請を金融機関が代行して申請書を提出しても問題ありませんか。
- Q 1 - 5** 申請期限はいつまでになりますか。
- Q 1 - 6** 対象融資制度及び補助額を教えてください。
- Q 1 - 7** 信用保証料補助金と利子補給金をどちらも活用できる融資制度はありますか。
- Q 1 - 8** 略称：環創は補助対象融資制度ですか。
- Q 1 - 9** 今回融資の借り換えを実施します。借り換え前の融資制度は信用保証料補助金の申請をしていなかったもので、今回申請する際は融資額全額が補助対象になりますか。
- Q 1 - 1 0** 同一年度に同一事業者が2回以上申請しても問題ありませんか。
- Q 1 - 1 1** 年度途中で個人事業主が法人成りした場合、別枠で信用保証料の補助を受けることは可能ですか。
- Q 1 - 1 2** 法人成りした際に個人で受けた融資を法人で受ける融資で借り換えを実施する場合、回収金額ありとして補助金の申請をすることになりますか。
- Q 1 - 1 3** 事業所が他市にあり同様の補助を受けましたが、碧南市にも事業所があるので同じ融資に対して碧南市からも補助を受けることができますか。

Q 1 - 1 市外に本店がある事業者も申請可能ですか。

A 1 - 1 市内に事業所があれば申請可能です。なお、提出の際に必要な市税完納証明書については、碧南市税務課にて発行されたものを提出してください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 2 市外在住の個人事業主ですが、事業所が市内にあります。申請可能ですか。

A 1 - 2 市内に事業所があれば申請可能です。なお、提出の際に必要な市税完納証明書については、碧南市税務課にて発行されたものを提出してください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 3 郵送による申請はできますか。

A 1 - 3 申請可能です。ただし、郵送の場合でも市税完納証明書については原本を提出する必要があります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 4 市内企業の申請を金融機関が代行して申請書を提出しても問題ありませんか。

A 1 - 4 問題ありません。ただし、市税完納証明書については原本を提出する必要があります。また、交付決定通知書等は、申請者に送付します。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 5 申請期限はいつまでになりますか。

A 1 - 5 貸付を受けた日から30日以内に碧南市商工課に申請してください。ただし、貸付を受けた日が3月10日以降の場合は、4月10日までに申請してください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 6 対象融資制度及び補助額を教えてください。

A 1 - 6 補助対象の資金または保証制度及び補助額は、以下のとおりです。

資金または保証制度	補助額	年度内限度額
①愛知県経済環境適応資金のうちサポート資金	保証料の100% (100円未満切捨て)	25万円
②愛知県小規模企業等振興資金 ※碧南市を經由して申込みしたもの	保証料の50% (100円未満切捨て)	20万円
③愛知県経済環境適応資金のうち①以外の資金		

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 7 信用保証料補助金と利子補給金をどちらも活用できる融資制度はありますか。

A 1 - 7 愛知県経済環境適応資金のパワーアップ資金が信用保証料補助金と利子補給金をどちらも活用できる融資制度です。

融資制度	信用保証料 補助金	利子 補給金
愛知県経済環境適応資金のうちサポート資金	○	×
愛知県経済環境適応資金のうちパワーアップ資金	○	○
愛知県経済環境適応資金のうちサポート資金・パワーアップ資金以外の資金	○	×
愛知県小規模企業等振興資金 ※碧南市経由のみ	○	×
日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	×	○
日本政策金融公庫生活衛生改善貸付	×	○
碧南商工会議所中小企業育成融資制度	×	○

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1－8 略称：環創は補助対象融資制度ですか。

A 1－8 略称：環創は愛知県経済環境適応資金(サポート資金以外)のため、補助対象になります。

新規開業で環創を申請される場合は、開業届の写しを提出していただきます。
また、担当者より申請時に事実確認を実施します。開業日に未来の日付が記載されている場合、実際に開業されたかどうか確認をしていただきます。
なお、環創の補助率・補助限度額は保証料の 50%・上限 20 万円になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1－9 今回融資の借り換えを実施します。借り換え前の融資制度は信用保証料補助金の申請をしていなかったもので、今回申請する際は融資額全額が補助対象になりますか。

A 1－9 借り換えた分のみを補助対象とするため、借り換えした場合の計算式に当てはめて補助額を算出します。

・ 借り換えした場合の計算式：(借入額－回収金額の和)÷借入額×支払保証料

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1－10 同一年度に同一事業者が2回以上申請しても問題ありませんか。

A 1－10 年度内限度額に達するまで、何度でも申請可能です。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1－11 年度途中で個人事業主が法人成りした場合、別枠で信用保証料の補助を受けることは可能ですか。

A 1－11 個人事業主と法人格は別人格になるので、別枠で信用保証料の補助を受けることができます。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1－1 2 法人成りした際に個人で受けた融資を法人で受ける融資で借り換えを実施する場合、回収金額ありとして補助金の申請をすることになりますか。

A 1－1 2 回収金額ありとして補助金の申請を実施してください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1－1 3 事業所が他市にあり同様の補助を受けましたが、碧南市にも事業所があるので同じ融資に対して碧南市からも補助を受けることができますか。

A 1－1 3 他市同制度との併用はできません。また、碧南市内の事業と関係のない融資については補助対象となりません。

[目次に戻る▶▶](#)